

1 事業者は、社会福祉士養成施設等指導要領に定める履修認定に必要な出席日数や現場実習、また学校の授業運営について入学試験における申立人からの願書の提出前の段階から申立人との2度にわたる面談までのやりとりについて総合的に検討した結果、合否を判断したものと考えられる。

しかし、事業者は、上記の合否決定に至る過程において、事業者の過重な負担とならない範囲で授業等の出席の代替を提案するなどの合理的配慮の提供に向けた建設的な対話を、申立人が理解できる形で進めるべきであったといえる。

したがって、事業者においては、申立人を含む障害者が入学試験を受ける際には、願書の提出前の段階を含む合否決定に至る過程において、建設的な対話を、障害者が理解できる形で進めることとする。

2 事業者は、上記建設的な対話を、申立人が理解できる形ですすめられなかったことを踏まえて、再発防止のため、障害及び障害者に対する理解を一層促進することを目的に、職員研修をあっせん成立後、入学試験にかかる教職員に対して速やかに行うものとする。当該研修では、障害者の権利に関する条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び東京都障害者への理解促進及び差別の解消の推進に関する条例等についての知見を有する弁護士および障害当事者に講師を依頼し、当該講師の指導の下、上記条約、法律及び条例や障害に関する理解を深めるものとする。

以上